

# 雇用調整助成金に関する**継続型個別相談**のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年4月10日、『雇用調整助成金』について、特例措置の追加実施と申請書類の大幅な簡素化が行われました。また、長崎県では『長崎県緊急雇用維持アドバイザー』の派遣により雇用調整助成金の申請支援を独自に行っています。しかしながら、未だに申請手続きが分かりにくいという声があがっており、申請したいが前に進まないという事業主も多いようです。

諫早商工会議所では、諫早市内に所在する企業の雇用調整助成金申請をサポートするため、社会保険労務士による『継続型個別相談』を実施します！

1回の相談は3時間を限度としますが、継続的な個別相談を希望される場合は3回まで可能としますので、ご活用くださいますようお願い致します。

なお、別紙のとおり『雇用調整助成金セミナー』も企画しております。申請手続き未着手の方は、個別相談の前に雇用調整助成金セミナーを受講して頂きますようお願い致します。

## ●個別相談に対応して頂く社会保険労務士

i社会保険労務士中山事務所 中山道廣 氏  
社会保険労務士事務所オフィスモリ 森優伸 氏  
山本社会保険労務士事務所 山本真介 氏

## ●対象企業

諫早市内に所在する企業（但し、諫早商工会議所会員企業優先としますのでご了承ください）

## ●個別相談の日時

お申し込み後に初回相談日を調整します。原則、午前は9:00～12:00、午後は14:00～17:00とします

## ●個別相談の場所

皆さまの事業所または社会保険労務士事務所

## ●相談料

**無料**

## ●お申し込み

**5月29日(金)までに**、下記申込書によりFAXでお申し込みください  
(申込状況によっては、早めに締め切る場合があります)

## ●お問合せ先

諫早商工会議所総務部（諫早市高城町5-10 TEL：22-3323 FAX：24-3638）

諫早商工会議所総務部（FAX：24-3638）行

## 雇用調整助成金に関する個別相談申込書

事業所名		担当者名	
住所		電話番号	
		FAX	

※ご記入いただいた内容は、当事業の参加者把握に利用するほか、事務連絡や関連事業の情報提供のために使用することはありますが、第三者に公開するものではありません。